

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年3月25日
【事業年度】	第17期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
【会社名】	株式会社N・フィールド
【英訳名】	N・F I E L D Co. , L t d.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 明
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館
【電話番号】	06-6343-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長代理経営管理部長 長瀬 達夫
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館
【電話番号】	06-6343-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長代理経営管理部長 長瀬 達夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	4,351,594	6,089,989	8,024,732	9,392,475	10,482,261
経常利益 (千円)	486,543	488,893	561,188	513,639	481,391
当期純利益 (千円)	264,329	250,717	315,608	238,244	200,010
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	729,500	731,950	731,950	731,950	731,950
発行済株式総数 (株)	13,175,000	13,210,000	13,210,000	13,210,000	13,210,000
純資産額 (千円)	1,709,892	1,697,989	1,954,161	2,136,912	2,172,018
総資産額 (千円)	2,484,018	2,778,782	2,976,754	3,258,658	3,594,437
1株当たり純資産額 (円)	129.63	130.65	150.32	164.46	168.53
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (—)	5.00 (—)	5.00 (—)	5.00 (—)	5.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	20.06	19.26	24.29	18.34	15.51
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	20.00	19.25	24.28	18.33	—
自己資本比率 (%)	68.8	61.1	65.6	65.6	60.4
自己資本利益率 (%)	16.8	14.7	17.3	11.6	9.3
株価収益率 (倍)	64.2	70.5	63.2	51.4	43.3
配当性向 (%)	24.9	26.0	20.6	27.3	32.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	270,656	230,675	255,957	201,562	380,278
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△73,971	△104,240	570,202	△81,439	△62,671
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△156,546	△194,366	△411,337	△58,673	△167,669
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	419,688	351,755	766,577	828,026	977,964
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	478 〔51〕	818 〔35〕	1,103 〔19〕	1,208 〔23〕	1,327 〔22〕
株主総利回り (%)	75.9	80.2	91.0	56.5	40.9
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(112.1)	(112.4)	(137.4)	(115.5)	(136.4)
最高株価 (円)	2,109	2,050	2,160	2,259	1,035
最低株価 (円)	1,265	760	1,192	871	584

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 5 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 6 最高株価及び最低株価は、2015年4月16日までは東京証券取引所マザーズ市場、2015年4月17日からは東京証券取引所第一部市場における株価を記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
2003年2月	介護保険法に基づく居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービス及びそれらに付随する業務を事業目的とした、株式会社N・フィールド（資本金1,000万円）を大阪市中央区に設立。
2003年3月	本社（大阪市中央区）に「訪問看護ステーション デューン」を開設。
2006年10月	本社及び「訪問看護ステーション デューン」を大阪市中央区から同市内城東区へ移転。
2007年7月	訪問介護における拠点として本社に「ヘルパーステーション デューン」を開設。 在宅支援における拠点として本社に「ケアプランセンター ゆくる」を開設。
2008年6月	自立支援を促す目的のために、住宅販売・賃貸部門を本社に不動産事業部として新設。
2010年8月	北海道・東北地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン札幌」を札幌市中央区に開設。
2010年10月	九州地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン福岡」を福岡市博多区に開設。 関東地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン東京」を東京都杉並区に開設。
2010年12月	不動産事業の住宅販売部門から撤退。（注）
2011年1月	精神疾患を持つ方の退院を促進し、社会で生活するための支援の目的で住居を提供する医療連携推進部（（現）住宅支援部）を新設し、本社に設置。
2011年7月	中部地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン名古屋」を名古屋市中千種区に開設。
2011年8月	「訪問看護ステーション デューン札幌」を札幌市中央区から同市白石区に移転。
2011年10月	中国地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン広島」を広島市中区に開設。
2011年12月	本社を大阪市城東区から同市内北区に移転。
2012年8月	「ケアプランセンター ゆくる」を閉鎖。
2013年8月	東京証券取引所マザーズに上場。
2014年9月	賃貸事業強化を目的として、「医療連携推進部」を「住宅支援部」と「地域医療連携部」に再編。
2014年12月	北海道支店、東京支店、大阪支店、福岡支店を設置。
2015年4月	東京証券取引所第一部へ市場変更。
2015年12月	介護事業（「ヘルパーステーション デューン」）を廃止。
2016年7月	東京支店を東京都杉並区から同都内新宿区に移転。
2017年4月	訪問看護ステーション「デューン沖縄」開設をもって全47都道府県開設達成。
2019年4月	大阪支店から名古屋支店と中四国支店を分割。
2019年5月	相談支援事業を開始、特定相談支援事業所「Social work office D&Life」を福岡支店に開設。
2019年9月	北海道支店から東北支店を分割。

（注）2010年12月に、不動産事業部門（住宅販売）を廃止し、賃貸部門については、2011年1月に新設した医療連携推進部（（現）住宅支援部）が引き継いでおります。

3 【事業の内容】

当社は、介護保険制度及び医療保険制度に基づき、高齢者や精神疾患（注１）を持つ方が住み慣れた地域や家庭で「安全・安心・快適」な生活を送ることができるよう住環境のサポートや在宅療養の支援を行う「居宅サービス」を事業として取り組んでおります。「居宅サービス」では、精神疾患を持つ方に対する、①訪問看護（注２）を主とし、②賃貸事業（住宅支援）の居宅事業を運営しております。また、当事業年度より③相談支援事業を開始しております。なお、当社は単一セグメントであるため、上記事業種別での記載を行っております。

（注１）精神疾患・・・・・・外因性或いは内因性のストレス等による脳（脳細胞或いは「心」）の機能的・器質的な障害をいう。精神の変調が髄膜炎等の身体疾患によって引き起こされる場合もある。

（注２）訪問看護・・・・・・国家資格免許を持った看護師若しくは都道府県知事資格免許を持った准看護師及び保健師等が、保健師助産師看護師法に基づき医師（主治医）の指示により疾病又は負傷を持った人の自宅を訪問し、在宅で療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。医療行為を行う点で、訪問介護とは異なる。

1 当社の事業内容

①訪問看護

訪問看護とは、精神疾患等の疾病を抱えながら生活している方で本人が希望し、主治医が訪問看護を必要と認め、主治医から指示書が処方された人に対して、国家資格若しくは都道府県知事資格免許をもった看護師・准看護師及び保健師等が在宅で療養上の世話または必要な診療の補助を行なう行為であり、いかにその人らしい生活、人生を送れるかということをサポートしていくものであります。当社は、サポートを行うことにより、訪問看護料を得ております。訪問看護料は、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬及び利用者からの自己負担金で構成されております。

※訪問看護料（診療報酬及び自己負担金）が支払われる（売上金入金）までの流れは、下記のとおりとなります。

	項 目	内 容
①	医療機関、（市町村等）行政機関より訪問看護サービスの相談・依頼	医療機関、（市町村等）行政機関より訪問看護の依頼を受け、症状にあったサービスの検討を行う。
②	訪問看護指示書の交付	主治医発行の訪問看護指示書が当社事業所に交付される。
③	訪問看護サービスの提供	当社と利用者との契約締結後の流れ a 日常生活や対人関係の維持、生活技能の獲得・拡大の援助 b 家族関係の調整の援助 c 身体及び精神症状の悪化を防ぐための援助 d 医療機関・行政機関等との連携 e 社会資源（ヘルパー等の人的サービス、デイケア等の施設サービス）の活用の援助 f 対象者の自尊心、問題解決能力、自信、自己肯定を高めるサポート
④	医療機関等への情報提供	当社事業所より毎月末に、１ヶ月間の利用者の病状、生活状況などを記載した訪問看護計画書・訪問看護報告書を、医療機関・主治医に送付する。
⑤	（市町村等）行政機関への情報提供書の送付	当社事業所より毎月末に、１ヶ月間の利用者の病状、生活状況などを記載した情報提供書を（市町村等）行政機関に送付する。
⑥	診療報酬請求（レセプト）業務	毎月10日までに、前月分の診療報酬請求（レセプト）業務を行い、国民健康保険団体連合会もしくは社会保険診療報酬支払基金に診療報酬の請求を行う。
⑦	診療報酬の支払い	診療報酬請求（レセプト）の審査が行われ、翌月下旬に国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より前月分の診療報酬が支払われる。
⑧	自己負担金の支払い	毎月10日以降に利用者より前月分の自己負担金が支払われる。

②賃貸事業（住宅支援）

当社の賃貸事業は、精神疾患を持つ方が地域で安全に、安心して暮らすことができることを目的として、自立するための住居の紹介を行うとともに、当社の訪問看護と連携し、地域で快適に生活できるよう支援するサービスを行っております。一般の賃貸会社が行っている賃貸仲介業とは違い、当社が入居者に対する住居検索を行い、借主となって物件オーナーと賃貸借契約を結び、その上で入居者に対して当社が貸主となって賃貸借契約を結ぶサブリース形式となっており、入居後も当社が相談窓口となって病院やクリニック等の医療機関と連携し、安心して住める物件を提供しております。

また、岡山県及び福岡県において住宅セーフティネット法に基づく住宅支援法人の指定を受けております。

営業所として以下の拠点を設けております。

都道府県	名称	開設年月
北海道	住宅支援部 札幌	2016年1月
宮城県	住宅支援部 仙台	2016年8月
東京都	住宅支援部 東京	2012年12月
大阪府	住宅支援部 北大阪	2018年4月
大阪府	住宅支援部 南大阪	2018年4月
岡山県	住宅支援部 岡山	2015年1月
福岡県	住宅支援部 福岡	2012年6月
福岡県	住宅支援部 北九州	2018年6月
沖縄県	住宅支援部 沖縄	2017年6月

③相談支援事業（計画相談）

計画相談とは、障害者総合支援法に位置づけられる福祉サービスです。地域で暮らす障害者が自立した日常生活、社会生活を営めるよう自宅を訪問してヒアリングし、保健、医療、福祉、就労支援などの社会資源を総合的、効率的に提供されるようコーディネートします。計画相談支援を実施できるのは、5年以上の実務経験を基に定められた研修を修了した、相談支援専門員という有資格者に限られています。

ヒアリングからコーディネートまで一連の手続きと、定期的な振り返りの面談に対して計画相談給付費が得られ、全額が国民健康保険団体連合会から支給されるため、利用者の自己負担はありません。

2 当社が展開する「訪問看護ステーション デューン」について

①訪問看護ステーションについて

当社の訪問看護においては、精神疾患を持つ方に対して、退院後若しくは在宅療養中の利用者の精神症状を観察・評価しつつ、通院や服薬確認・指導を行って治療を継続し、時には医師や医療機関の精神保健福祉士、行政機関の保健師等と連携し、病状が安定するような医療的な関わりを持っております。それとともに、食事や掃除、洗濯、金銭管理、買い物などといった日常生活の状況を観察・評価し、病状によりそれらが困難となった生活能力を補うような援助を行い、日常生活における家族間をはじめとした人間関係の調整を図るなどのサポートを行うことで、利用者が普通の日常生活を営めるよう、訪問看護ステーション（注3）（当社ブランド名「訪問看護ステーション デューン」）の事業所及び営業所（出張所含む）（注4）を設け、2019年12月31日現在、188事業所及び23営業所（出張所含む）の運営を行っております。

（注3）訪問看護ステーション・・・訪問看護を行う事業所であり、事業を行うためには訪問看護を行う事業所毎に、介護保険法に基づく訪問看護の場合は都道府県知事の指定を、健康保険法（医療保険等）に基づく訪問看護の場合は地方厚生（支）局長の指定を受ける必要があります。精神疾患を持つ方に対する訪問看護は、精神科を標榜する医療機関及び「訪問看護ステーション」から提供されます。精神科を標榜する医療機関のうち、精神科病院においては、1982年に老人保健の施設として「老人訪問介護ステーション」という名称で創始されましたが、1992年から医療保険の指定訪問看護の一環として精神疾患患者への指定訪問看護を実施するようになりました。全国訪問看護事業協会の調査で、2019年4月1日時点の事業所及び営業所の数（実稼働数）は11,161拠点となっております。

（注4）営業所（出張所含む）・・・本体の訪問看護ステーションと同一都道府県にあり、利用者宅が散在していたり、交通が不便で多くの時間を費やし、効果的な訪問看護ができない地域において、本体の事業所の一体的運営のもとに営業所（出張所含む）の設置が認められています。本体の事業所と営業所（出張所含む）を含めて常勤換算で2.5人以上の員数が必要となります。一般的に「サテライト」と称します。

②当社の「訪問看護ステーション デューン」の特徴

a.精神疾患を持つ方に対する訪問看護を行う専門力

当社は、精神疾患を持つ方を対象とした訪問看護を行っております。訪問看護は、国家資格若しくは都道府県知事資格免許をもった看護師・准看護師が訪問看護を行っております。利用いただく方に対して、専門知識と現場経験による高い専門性に基づいたサポート及びサービスを提供しております。

b.広範囲に展開していることによる対応力

47都道府県において精神科に特化した訪問看護の事業会社として、事業所及び営業所（出張所含む）を広範囲に展開しており、それら各地において培った知識やネットワークを組織として共有することで、利用者の様々な要望や悩みに臨機応変に対応しております。

また、培ったノウハウを社内の人材育成に活かし、さらにきめ細かく対応できるように取り組んでおります。

c.地域に根ざした連携力

在宅医療において、訪問看護を利用いただく方を地域で支えていくためには、地域の住民をはじめとした支援施設・団体を知り、それぞれの専門性を活かし連携を密に行うことが必要であります。病院等特定の系列に属さない独立型の当社は、より広域かつ柔軟な連携ができ、地域の方の支援を最大限に活用したサービスを提供しております。その他、当社の特徴といたしましては後述（下記 h.）のとおりとなっております。

d.精神疾患を持つ方に対し、特定の看護師が、専属的に訪問看護を行うのではなく、複数の看護師がシフト制にて訪問看護を実施しております。利用者の病状の共有化を行う事により臨機応変に対応でき、また精神疾患を持つ方が、地域社会において今まで以上に自立した生活ができるようなアドバイスをすることで自立心育成の訓練にも繋がっております。

e.当社は、訪問看護計画書、訪問看護報告書、情報提供書の提出を郵送で行うだけでなく、状態のよくない精神疾患を持つ方が通院している医療機関や居住地域の行政機関を直接訪問し、訪問看護報告書及び情報提供書の説明をすることで精神疾患を持つ方の状況を詳細に報告・共有し、各方面からの最適なサポート体制が構築できるよう努めております。

f.医療保護入院（注5）、措置入院（注6）等で入院することになった人や、2005年より施行された医療観察法（注7）対象者も、当社では医療観察法指定医療機関申請を行った上で訪問いたします。また、病状が重いために、どのように接したらいいのか対応が分からず受け入れを躊躇されるような精神疾患を持つ方でも、当社には精神科に特化していることによる様々な症状の対応実績や、対応できるノウハウがあるため、依頼を受けることができます。

（注5）医療保護入院・・・指定医の診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度。

（注6）措置入院・・・・・・2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制度。

（注7）医療観察法・・・・心身喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人等）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。

g.事業所から遠方の地域に居住している当社を利用する精神疾患を持つ方への交通費は、本来請求することができます。しかしながら当社では、症状により就労が困難である方の割合が高いこともあり、全ての利用者の方に対して交通費を請求しておりません。

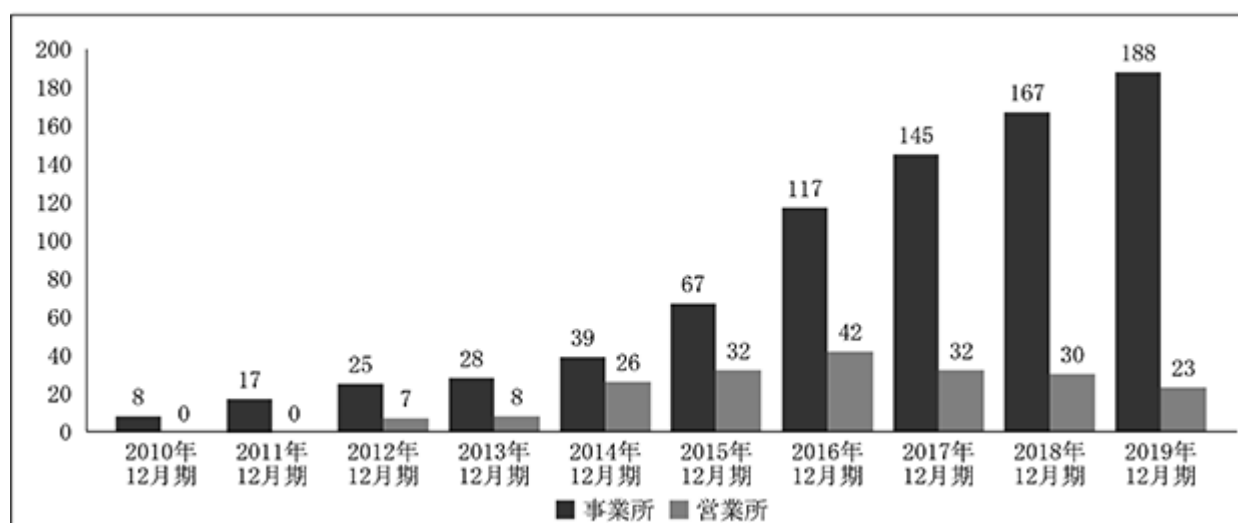
h.当社では、主たる事業所と一体的に運営する営業所（出張所含む）を活用し、広域にわたるネットワークを張り巡らし、迅速に、精神疾患を持つ方へ対応できる体制を整えております。営業所（出張所含む）を設けることで、情報交換の中継基地として看護師同士がコミュニケーションをとって情報を共有し、より緻密な訪問看護を行っております。

i.開設・展開に係る方針といたしましては、厚生労働省が調査した、地域保健医療基礎統計を中心にニーズのある地域で、精神障がい総患者数の総数の上位の都道府県は開設することを前提としております。エリア別・ターゲット別（国勢調査データ）のデータ集積を行い、以下のような具体的な条件を参考に事業所等の開設候補地域の選定を行っております。

a.都道府県-指定都市-中核市別にみた保険指標総覧、病院数、および看護師就業人数

b.精神障害者数、精神科医療機関数、病床数、精神科入院期間比較、および措置入院数等を比較して、精神患者数が多く、入院期間が短いエリア。

事業年度末事業所及び営業所（出張所含む）数



2019年12月31日現在

都道府県	名称	開設年月
北海道	訪問看護ステーション デューン札幌	2010年8月
北海道	訪問看護ステーション デューン札幌西	2016年1月
北海道	訪問看護ステーション デューン江別	2016年7月
北海道	訪問看護ステーション デューン札幌北	2018年4月
北海道	訪問看護ステーション デューン札幌東	2018年11月
北海道	訪問看護ステーション デューン旭川 (注) 1	2019年7月
青森県	訪問看護ステーション デューン青森	2016年5月
岩手県	訪問看護ステーション デューン盛岡	2014年9月
岩手県	訪問看護ステーション デューン北上	2017年6月
宮城県	訪問看護ステーション デューン仙台	2011年10月
宮城県	訪問看護ステーション デューン泉	2013年1月
宮城県	訪問看護ステーション デューン泉 宮城野営業所	2017年6月
秋田県	訪問看護ステーション デューン秋田	2015年8月
山形県	訪問看護ステーション デューン山形	2016年1月
福島県	訪問看護ステーション デューン郡山	2016年6月
福島県	訪問看護ステーション デューン福島	2018年9月
茨城県	訪問看護ステーション デューン水戸	2016年8月
栃木県	訪問看護ステーション デューン宇都宮	2016年2月
栃木県	訪問看護ステーション デューン小山	2017年6月
栃木県	訪問看護ステーション デューン那須塩原	2018年2月
群馬県	訪問看護ステーション デューン高崎	2016年3月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン越谷	2012年2月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン大宮	2012年2月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン川越	2012年2月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン富士見	2014年10月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン熊谷	2015年3月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン川口	2016年1月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン上尾	2016年5月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン武蔵浦和	2016年9月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン春日部	2016年12月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン坂戸	2017年3月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン所沢	2017年5月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン加須	2018年4月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン大宮東	2018年9月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン鴻巣 (注) 1	2019年2月
千葉県	訪問看護ステーション デューン船橋	2012年2月
千葉県	訪問看護ステーション デューン千葉	2012年3月
千葉県	訪問看護ステーション デューン千葉 鎌取出張所	2018年8月
千葉県	訪問看護ステーション デューン千葉 佐倉出張所	2015年2月
千葉県	訪問看護ステーション デューン松戸	2015年3月
千葉県	訪問看護ステーション デューン幕張	2016年1月

都道府県	名称	開設年月
千葉県	訪問看護ステーション デューン市川	2016年12月
千葉県	訪問看護ステーション デューン津田沼	2017年6月
千葉県	訪問看護ステーション デューン松戸 柏出張所 (注) 1	2019年4月
東京都	訪問看護ステーション デューン荻窪 (注) 2	2010年10月
東京都	訪問看護ステーション デューン八王子	2012年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン町田	2012年3月
東京都	訪問看護ステーション デューン町田 多摩営業所	2016年3月
東京都	訪問看護ステーション デューン町田 鶴川営業所	2017年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン葛飾	2012年6月
東京都	訪問看護ステーション デューン葛飾 金町営業所	2016年6月
東京都	訪問看護ステーション デューン新宿	2012年7月
東京都	訪問看護ステーション デューン池袋 (注) 3	2014年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン池袋 文京営業所	2014年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン世田谷	2012年7月
東京都	訪問看護ステーション デューン世田谷 烏山営業所	2016年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン渋谷 (注) 4	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン足立	2012年7月
東京都	訪問看護ステーション デューン足立 王子営業所	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン練馬	2012年12月
東京都	訪問看護ステーション デューン大泉学園 (注) 5	2016年9月
東京都	訪問看護ステーション デューン江戸川	2013年11月
東京都	訪問看護ステーション デューン江戸川西 (注) 6	2017年3月
東京都	訪問看護ステーション デューン江東	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン板橋	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン東武練馬 (注) 7	2016年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン府中	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン府中 国分寺営業所 (注) 1	2019年3月
東京都	訪問看護ステーション デューン品川	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン品川 目黒営業所	2014年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン荒川	2014年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン武蔵野	2015年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン立川 (注) 8	2015年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン武蔵野 東久留米営業所	2016年3月
東京都	訪問看護ステーション デューン月島	2015年4月
東京都	訪問看護ステーション デューン大森	2011年11月
東京都	訪問看護ステーション デューン大森 蒲田営業所	2016年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン多摩境	2016年12月
東京都	訪問看護ステーション デューン高円寺	2016年12月
東京都	訪問看護ステーション デューン高円寺 方南町営業所 (注) 1	2019年8月
東京都	訪問看護ステーション デューン大島	2017年4月
東京都	訪問看護ステーション デューンお花茶屋	2017年6月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン横浜	2012年2月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン川崎	2015年1月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン小田原	2017年4月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン藤沢	2017年11月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン相模原	2018年7月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン横須賀 (注) 1	2019年10月
新潟県	訪問看護ステーション デューン新潟	2016年1月
新潟県	訪問看護ステーション デューン阿賀野	2018年3月
富山県	訪問看護ステーション デューン富山	2015年11月
石川県	訪問看護ステーション デューン金沢	2016年1月
福井県	訪問看護ステーション デューン福井	2015年9月
山梨県	訪問看護ステーション デューン甲府	2016年8月
長野県	訪問看護ステーション デューン長野	2016年12月
長野県	訪問看護ステーション デューン松本	2018年6月
岐阜県	訪問看護ステーション デューン岐阜	2016年2月
静岡県	訪問看護ステーション デューン浜松早馬	2016年9月
愛知県	訪問看護ステーション デューン名古屋	2011年7月
愛知県	訪問看護ステーション デューン名東 (注) 9	2015年2月
愛知県	訪問看護ステーション デューン熱田	2013年6月
愛知県	訪問看護ステーション デューン熱田 緑営業所 (注) 1	2019年12月
愛知県	訪問看護ステーション デューン西三河	2015年4月
愛知県	訪問看護ステーション デューン一宮	2016年11月
愛知県	訪問看護ステーション デューン中村	2018年2月
三重県	訪問看護ステーション デューン四日市	2016年9月
滋賀県	訪問看護ステーション デューン草津	2015年5月
京都府	訪問看護ステーション デューン京都	2014年5月
京都府	訪問看護ステーション デューン二条	2015年3月

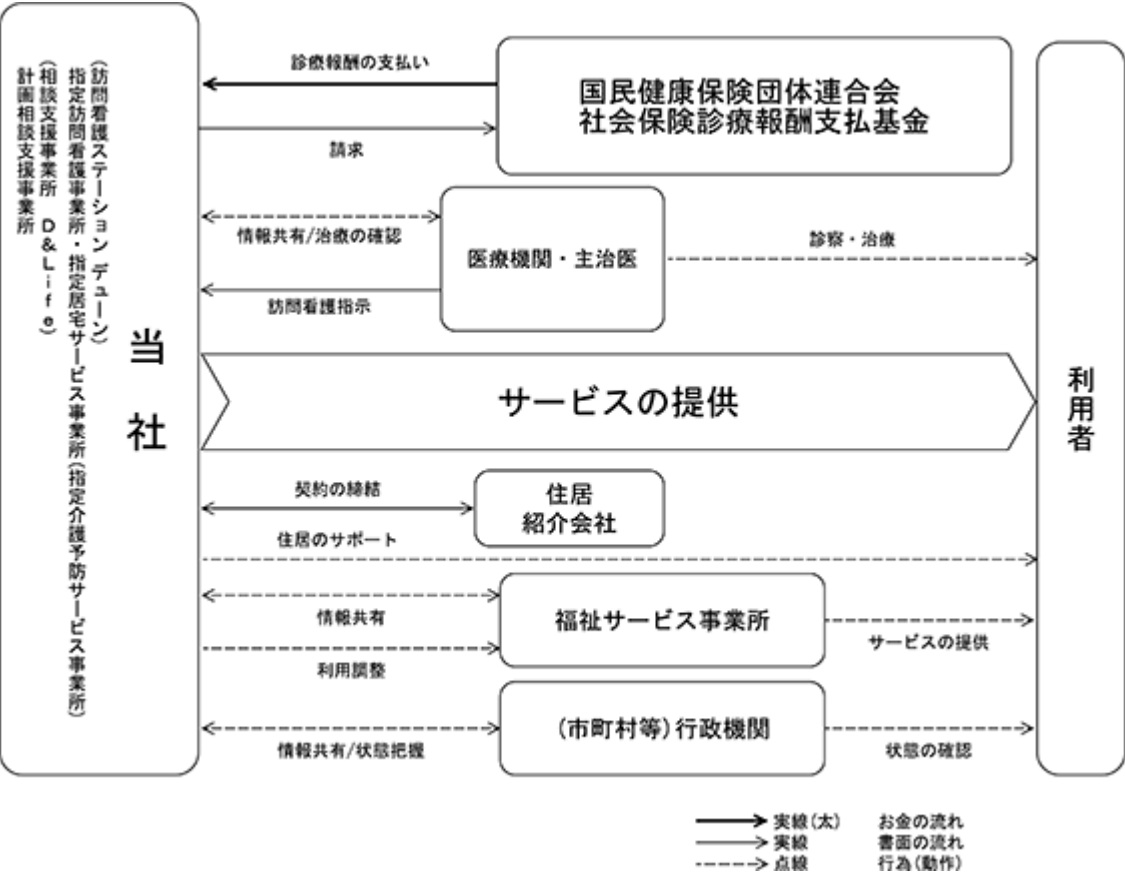
都道府県	名称	開設年月
京都府	訪問看護ステーション デューン宇治	2016年5月
京都府	訪問看護ステーション デューン山科	2016年7月
京都府	訪問看護ステーション デューン伏見桃山	2018年4月
大阪府	訪問看護ステーション デューン	2003年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン西大阪	2010年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン西大阪 本町営業所	2017年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン北大阪	2005年8月
大阪府	訪問看護ステーション デューン十三 (注) 10	2016年4月
大阪府	訪問看護ステーション デューン上新庄 (注) 11	2017年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン南大阪	2005年12月
大阪府	訪問看護ステーション デューン南大阪 高石営業所	2018年5月
大阪府	訪問看護ステーション デューン京阪	2010年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン牧野 (注) 12	2017年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン泉佐野	2011年12月
大阪府	訪問看護ステーション デューン泉佐野 阪南営業所	2018年4月
大阪府	訪問看護ステーション デューン河内長野	2012年8月
大阪府	訪問看護ステーション デューン河内長野 富田林営業所	2016年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン河内長野 三日市営業所	2016年12月
大阪府	訪問看護ステーション デューン東大阪	2013年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン平野	2014年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン住之江	2014年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン住之江 住吉営業所	2015年10月
大阪府	訪問看護ステーション デューン堺中区	2014年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン天王寺	2014年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン豊中	2014年8月
大阪府	訪問看護ステーション デューン豊中 石橋営業所	2017年6月
大阪府	訪問看護ステーション デューン浪速	2014年8月
大阪府	訪問看護ステーション デューン松原	2014年12月
大阪府	訪問看護ステーション デューン大阪福島	2015年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン岸和田	2015年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン吹田	2015年9月
大阪府	訪問看護ステーション デューン茨木	2016年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン門真	2016年6月
大阪府	訪問看護ステーション デューン和泉府中	2016年9月
大阪府	訪問看護ステーション デューン天満	2017年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン東住吉	2017年2月
大阪府	訪問看護ステーション デューン東成 (注) 1	2019年8月
兵庫県	訪問看護ステーション デューン尼崎	2015年3月
兵庫県	訪問看護ステーション デューン神戸	2015年6月
兵庫県	訪問看護ステーション デューン宝塚	2017年4月
奈良県	訪問看護ステーション デューン奈良	2014年4月
奈良県	訪問看護ステーション デューン橿原	2015年3月
奈良県	訪問看護ステーション デューン生駒	2017年6月
和歌山県	訪問看護ステーション デューン和歌山	2015年2月
鳥取県	訪問看護ステーション デューン米子	2015年10月
島根県	訪問看護ステーション デューン松江	2016年1月
岡山県	訪問看護ステーション デューン岡山	2014年1月
岡山県	訪問看護ステーション デューン倉敷	2016年2月
岡山県	訪問看護ステーション デューン岡山西大寺	2016年11月
岡山県	訪問看護ステーション デューン岡山西口	2016年12月
岡山県	訪問看護ステーション デューン岡山南	2017年5月
岡山県	訪問看護ステーション デューン新倉敷	2018年4月
広島県	訪問看護ステーション デューン広島	2011年10月
広島県	訪問看護ステーション デューン福山	2015年4月
広島県	訪問看護ステーション デューン呉	2015年10月
広島県	訪問看護ステーション デューン広島西	2016年9月
広島県	訪問看護ステーション デューン東広島	2018年8月
広島県	訪問看護ステーション デューン広島北 (注) 1	2019年4月
広島県	訪問看護ステーション デューン尾道 (注) 1	2019年11月
山口県	訪問看護ステーション デューン山口	2016年7月
山口県	訪問看護ステーション デューン下関	2017年6月
徳島県	訪問看護ステーション デューン徳島	2016年6月
香川県	訪問看護ステーション デューン高松	2015年4月
愛媛県	訪問看護ステーション デューン松山	2015年10月
愛媛県	訪問看護ステーション デューン西条 (注) 1	2019年9月
高知県	訪問看護ステーション デューン高知	2016年7月
福岡県	訪問看護ステーション デューン福岡	2010年10月
福岡県	訪問看護ステーション デューン北九州	2011年7月

都道府県	名称	開設年月
福岡県	訪問看護ステーション デューン久留米	2012年1月
福岡県	訪問看護ステーション デューン太宰府	2014年3月
福岡県	訪問看護ステーション デューン中間	2014年5月
福岡県	訪問看護ステーション デューン門司	2015年2月
福岡県	訪問看護ステーション デューン八幡	2015年10月
福岡県	訪問看護ステーション デューン柳川	2016年6月
福岡県	訪問看護ステーション デューン姪浜	2016年10月
福岡県	訪問看護ステーション デューン小倉南	2016年10月
福岡県	訪問看護ステーション デューン福岡東	2017年6月
佐賀県	訪問看護ステーション デューン佐賀	2014年2月
佐賀県	訪問看護ステーション デューン鳥栖	2017年6月
佐賀県	訪問看護ステーション デューン武雄 (注) 1	2019年4月
長崎県	訪問看護ステーション デューン佐世保	2016年3月
長崎県	訪問看護ステーション デューン長崎	2018年7月
長崎県	訪問看護ステーション デューン諫早 (注) 1	2019年6月
熊本県	訪問看護ステーション デューン熊本	2011年3月
熊本県	訪問看護ステーション デューン南熊本	2015年6月
熊本県	訪問看護ステーション デューン光の森	2016年10月
熊本県	訪問看護ステーション デューン八代	2017年5月
熊本県	訪問看護ステーション デューン東熊本	2018年4月
熊本県	訪問看護ステーション デューン西熊本	2018年11月
大分県	訪問看護ステーション デューン大分	2015年10月
大分県	訪問看護ステーション デューン別府	2016年10月
大分県	訪問看護ステーション デューン佐伯	2017年6月
大分県	訪問看護ステーション デューン中津	2018年4月
宮崎県	訪問看護ステーション デューン宮崎	2011年10月
宮崎県	訪問看護ステーション デューン南宮崎	2015年7月
宮崎県	訪問看護ステーション デューン都城	2016年10月
宮崎県	訪問看護ステーション デューン西都	2018年7月
鹿児島県	訪問看護ステーション デューン鹿児島	2012年1月
鹿児島県	訪問看護ステーション デューン谷山	2015年6月
鹿児島県	訪問看護ステーション デューン北薩 (注) 1	2019年3月
沖縄県	訪問看護ステーション デューン沖縄	2017年4月
沖縄県	訪問看護ステーション デューン名護 (注) 1	2019年8月

(注) 1 当事業年度中に開設した拠点であります。

- 2 デューン東京より名称を変更いたしました。(2019年8月)
- 3 デューン新宿 豊島営業所より形態を変更いたしました。(2019年4月)
- 4 デューン世田谷 幡ヶ谷営業所より形態を変更いたしました。(2019年9月)
- 5 デューン練馬 大泉営業所より形態を変更いたしました。(2019年4月)
- 6 デューン江戸川 一之江営業所より形態を変更いたしました。(2019年3月)
- 7 デューン板橋 東武練馬営業所より形態を変更いたしました。(2019年6月)
- 8 デューン武蔵野 立川営業所より形態を変更いたしました。(2019年9月)
- 9 デューン名古屋 藤が丘営業所より形態を変更いたしました。(2019年10月)
- 10 デューン北大阪 十三営業所より形態を変更いたしました。(2019年4月)
- 11 デューン北大阪 上新庄営業所より形態を変更いたしました。(2019年11月)
- 12 デューン京阪 星田出張所より形態を変更いたしました。(2019年5月)
- 13 デューン新宿 神楽坂営業所は2019年8月にデューン新宿へ統合いたしました。

※当社の事業系統図を示すと以下のとおりとなります。



(参考)

1. 訪問看護と訪問介護の違い

	訪問看護	訪問介護
対象となる患者	肉体的・精神的疾患を抱える在宅療養者	高齢者、障がい者
根拠となる法令	健康保険法、介護保険法、障害者総合支援法	介護保険法、障害者総合支援法
従事する有資格者	正看護師、准看護師、保健師	ホームヘルパー等
ケアの内容	「医療行為」を基本に利用者の健康・生活状態全般	身体介護、生活援助
利用料	医療保険適用：訪問看護に要する費用（基本療養費、管理療養費、各加算等）の1～3割 介護保険適用：訪問看護に要する費用（各加算等）の1割 自立支援医療制度受給者の方について負担軽減 生活保護受給者の方に関して負担なし	介護保険適用：訪問介護に要する費用（各加算等）1割 生活保護受給者の方に関して負担なし

2. 精神疾患を持つ方に対する訪問看護の現状について

我が国は、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会に伴う医療福祉などの社会保障費の増大、税収の減少などが要因となり、大幅な財政状況の悪化に陥っております。その状況を改善するため、社会保障費の抑制を図っていく必要があるものと考えられます。医療費の中の一般診療医療費については、入院費と入院外費（外来通院費）があり、共に年々増加傾向にあります。2018年度の入院費は17.3兆円（対前年比2.0%増）、入院外費は14.6兆円（対前年比1.0%増）となっております。入院費を削減するためには、在宅医療を整備する必要があり、訪問看護の整備が急務とされております。（厚生労働省 2018年度医療費の動向より数値を参照）

現在、日本国内では団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念されている所謂「2025年問題」への対策を進めています。現在、全国の医療機関において統合失調症などで精神科に入院している患者は全体で28万9千人ですが、この内64%を占める長期入院患者を2020年度末までに2万8千～3万9千人削減する事を目標として設定しています。

在宅治療を行なっている精神疾患を持つ方の中には、自身が病気であるという「病識」が乏しいため、服薬が中断し、通院治療（注8）までもが中断に至ってしまうケースが少なくありません。そのため、症状が再発ないし悪化し、迷惑行為（注9）や逸脱行為（注10）が出現し、日常生活が困難となり、その結果、再入院に至ってしまうケースが多くあり、在宅治療が中断しやすい傾向にあります。そのため、入院期間の短縮化や退院後の在宅治療における医療的な側面からサポートを行う訪問看護が必要不可欠となっております。

（注8）通院治療・・・入院等することなく自宅から医療機関に赴き治療を行う事。

（注9）迷惑行為・・・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等で、地域の住民生活の平穏を阻害させる行為。

（注10）逸脱行為・・・社会や集団における社会的規範や価値観から逸脱した行為。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在			
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,327 [22]	39.8	2.5	4,446

事業部門別の名称	従業員数(名)
居宅事業部門	1,281[11]
全社(共通)	46[11]
合計	1,327[22]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 なお、臨時従業員とは、正社員以外の直接雇用者(契約社員、パート社員)であります。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4 平均年間給与は、中途入社者、臨時従業員を除く期末在籍者数を基に計算しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します。」を経営理念とし、次の行動指針を掲げ、事業の発展及び株主利益の拡大と同時に地域社会へ貢献していくことを目指しています。

(行動指針)

いついかなる時も人として良識と倫理観を持ち責任ある行動をとります。

- ①利用者様最優先：常に利用者様を第一に考え、迅速に対応いたします。
- ②地域密着：地域社会と連携できるよう、自分の目と耳で確かめます。
- ③プロ意識：すべてのサービスにおいて最高水準を目指します。
- ④チャレンジ：新しいことに積極的に挑戦し、自己改革に取り組みます。
- ⑤社会奉仕：社会奉仕の精神をもって、地域と良好な関係を築きます。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

当社は中期経営計画において、社会的課題の解決に向けた次世代の医療サービス提供を可能とする企業を目指しております。その結果として2025年12月期までのPHASE 3において営業利益率10%以上を実現することとしておりますが、営業利益率10%以上は目標としているものではなく、目指す企業像の達成の結果として実現するものとらえております。

なお当社は、その業態から労務費が費用の構成の主要な項目となります。今後も積極的な事業所及び営業所の開設を実施していく中、看護師採用も通年で行ってまいります。このように拠点開設・人員採用により費用負担が増加するため、売上の確保が企業業績に大きな影響を及ぼします。このため当社では、訪問における移動効率及び稼働率の向上を図り、売上を継続的に伸長させることを重視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社は、日本国内における団塊の世代が75歳を超え、後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となるいわゆる「2025年問題」を迎えるにあたり、精神科訪問看護サービスにおけるこれまでの企業運営方法や職場環境を見直し、社会的課題の解決に向けた次世代の医療サービス提供を可能とする企業を目指し、中期経営計画「NEXT FIELD 2025」を策定し当事業年度より取組みを行っております。

中期経営計画において、2020年12月期から2022年12月期まではPHASE2として「医療サービス拡充とアライアンス強化による次世代成長エンジンの構築」を図ってまいります。当社は、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んで参ります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであります。

① 収益性の向上

当社は、利用者の継続的な増加により増収を続けてきましたが、一方で営業利益は直近2事業年度連続で減益、営業利益率は東京証券取引所第一部に上場して以降、低下し続けており、収益性の改善が最重要課題であると認識しております。

当社は、訪問を行う看護師等の定着率の向上が、経験や技能の向上による訪問件数増加及び採用費用の抑制を通じて収益性の向上に繋がると考えております。この考えに基づき当事業年度は看護師等の定着を優先して取り組み、その結果、課題であった一般看護師の在籍年数は、社内教育や福利厚生の実施により確実な伸長を見せております。一方で当社の主要業績指標である看護師一人当たりの月間訪問件数（以下、稼働と表記）は前年対比で悪化致しました。今後は看護師等の負荷に配慮しつつ稼働の改善を図り、収益性の向上に取り組んで参ります。

また、採用費用につきましても、紹介エージェント企業に対する人材紹介手数料は価格の適正化により当事業年度において大幅な削減を達成いたしました。今後も、紹介エージェント企業との関係を強化し、適正な価格での支払いを継続するとともに、従業員紹介や直接採用の比率の増加にも努め、採用費用の抑制を図って参ります。

② 医療サービスの拡充

当社では精神科に特化した訪問看護を主たる事業として運営しておりますが、サービスを提供する対象である利用者の数には地域差があります。全国的なさらなる利用者数の拡大のためには、精神科在宅医療に係る周辺領域の事業を取り込むことも課題と認識しております。

当事業年度において岡山県と福岡県より居住支援法人の指定を受けたことで、当社の住宅支援サービスに対する認知度及び信頼感の向上が見込めるため、居住確保要配慮者を対象とした住宅支援の更なる向上を図って参ります。また当事業年度には相談支援事業を立ち上げており、相談支援事業を利用者・医療機関・行政機関・福祉サービス提供機関の新たな窓口として、地域でのネットワークを強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、新たな利用者の取り込みも強化致します。さらに、精神療法に作業療法を加えることで、ご利用者様の状態の安定化と治療の継続に一定の効果が期待できることを踏まえ、今後は看護師と同様に単独での診療報酬が得られる作業療法士を増員し、訪問件数の増分を図るとともに、更なるサービスの拡充に取り組んで参ります。

③ アライアンスの強化

2019年6月にTMS（経頭蓋磁気刺激）治療が保険診療化されるなど精神医療を取り巻く環境は変化し続けております。当社では、環境の変化に対応すべく、外部の関係機関とのアライアンスを強化し、次世代の在宅医療サービスを構築することが課題だと認識しております。

当事業年度においては本課題への対応の一環として、東京大学との研究協力を開始致しました。この取り組みを継続してゆくとともに、これまでに築いたネットワークを活用することで、さらなる機会を模索し、今後も外部関係機関とのアライアンスを強化して参ります。

また、引き続き内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理を始めとしたコンプライアンス体制の構築に取り組んで参ります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であり、当社株式等に関する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も合わせて慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

文中における将来に係る事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業展開のための人員確保について

当社は精神疾患を持つ方への訪問看護を展開するにあたり、事業所及び営業所（出張所含む）数の拡大に伴う看護師の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び利用者ニーズの高い住居提供サービス等を充実させ、地域周辺のコミュニケーションを進めていくことで、事業間の相乗効果を図っていく方針であります。

求職している看護師の中で、精神科に従事した経験を有する看護師を見出すことには限界があると考えられます。当社では、精神科が初めての看護師でも安心して働けるようにOJT制度による本目細かい育成を行い、管理職に対するマネジメント研修を行うなど社内教育体制等を整えて、安定した看護師の人員確保に努めております。しかし、今後、安定した看護師の採用及び看護師の確保が行えない場合や、当社人員計画と大幅に乖離した場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訪問看護事業に関する法的規制について

① 訪問看護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社は、「医療保険制度」「介護保険制度」それぞれに基づく訪問看護を行っております。医療保険制度に基づく診療報酬は、2年に1回、介護保険制度に基づく介護報酬は、3年に1回改定が行われます。

2018年度では診療報酬と介護報酬の同時改定が実施されましたが、在宅医療にとっては大きな変動は無く、当社にとっては、ほとんど影響のない内容でした。しかし、今後診療報酬及び介護報酬の見直しにより大幅な下方の改定が行われた場合には、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 訪問看護事業に必要な指定に係るリスク

当社は訪問看護の事業を行うために、介護保険法に基づく「指定居宅サービス事業者」の指定を都道府県知事から受けております。また、医療保険の訪問看護を行うために、健康保険法に基づく「指定訪問看護事業者」の指定を受けております。それぞれの指定には、従業者の資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を遂行する必要があります。訪問看護事業に必要な指定に関しましては、以下の通りとなっております。

(許認可等の状況)

取得	所管官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社 各事業所	都道府県	指定居宅サービス事業者	介護保険法の訪問看護	6年毎の更新	介護保険法 第77条(指定の取消し等)
		指定居宅介護予防サービス事業者	介護保険法の介護予防訪問看護		介護保険法 第84条(指定の取消し等)
	厚生労働省 地方厚生局	指定訪問看護事業者	健康保険法の訪問看護		健康保険法 第95条(指定の取消し等)

当社では、看護師の入退職及び事業所及び営業所（出張所含む）の開設・移転時に、居宅事業本部からの情報を受けて管理本部が必要な準備・手続きをしていくという内部牽制によって、基準の確認及び変更に必要な届出を怠らないように細心の注意を払っております。しかし、万が一、これら基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等を不正に請求した場合などにおいては、指定の取消または停止処分を受ける可能性があり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 自立支援医療(公費負担医療)に係るリスク

当社は、精神疾患を持つ方を対象とした訪問看護を行っております。心身障がい者等が、心身の障がいの状態の軽減を図れるよう障害者総合支援法による自立支援医療(公費負担医療)を提供するため、当社は障害者総合支援法に基づく「指定自立支援医療機関(精神通院医療)」の指定を都道府県知事から受けており、当社の利用者の大半が「障害者総合支援法」の制度の適用を受けております。

当社は「訪問看護事業に必要な指定に係るリスク」で記載しました通り、社内において細心の注意を払い管理しておりますが、万が一「指定居宅サービス事業者」または、「指定訪問看護事業者」の指定要件が満たせなくなった場合、利用者に対して自立支援医療(公費負担医療)を提供できず訪問看護利用料の利用者負担割合が増し、利用者が訪問看護を利用しにくくなり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、自立支援医療(公費負担医療)の制度改定が行われた場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟リスクについて

当社の看護師は、主治医の指示書に基づき訪問看護を行っております。また、当社は訪問看護を提供する看護師に対して、社内及び外部機関を利用した徹底した教育研修を実施し、多様な状況に対応出来るためのマニュアルの整備等により、事故の発生防止や緊急事態に対応出来るように取り組んでおります。

しかし、利用者の病状悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報の漏洩について

当社は事業を運営するにあたり、利用者あるいはその家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社は、情報管理につきまして情報漏洩防止の厳重な対策を講じていますが、万が一システム等から情報が流出するなどして、当社の信用が低下した場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 風評等の影響について

当社の事業は、利用者やその家族のみならず地域住民や行政・医療機関に係る方々からの信頼のもとに成り立つものと認識しております。当社の従業員には企業理念を浸透させ、安定的かつ質の高い訪問看護を提供するよう指導、教育を行っています。しかしながら従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 大規模な災害や感染症流行の影響について

当社は全国的に事業所及び営業所(出張所含む)を開設し事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等災害の発生により事業所及び営業所(出張所含む)や看護師並びに利用者が損害を被った場合、また、全国的なインフルエンザ等の感染症が流行して看護師等が感染した場合等、訪問活動が出来ない事態が生じることで経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

(7) 利益還元について

当社は将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保・育成及び事業所及び営業所の新規開設にかかる設備投資を行うため、また迅速な経営に備える為、内部留保の充実が重要であると認識しております。しかし、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題であると認識しており、2015年12月期より期末配当を実施いたしております。今後も、財務状態及び経営成績を勘案しながら配当の実施を行っていく方針であります。しかしながら、当社の業績が計画通り進展しない場合他、当社の業績が悪化した場合等には、継続的に配当を行えない可能性があります。

(8)新規事業所等開設時の先行コスト負担について

新たな訪問看護事業所の出店に際しては、介護保険法に基づく「指定居宅サービス事業者」の指定を都道府県知事から受ける必要があります。この指定を受けるためには指定の2ヶ月前までに申請を行うこととなりますが、申請時において所定の人員基準、設備基準及び運営基準を満たしている必要があります。このため、新規出店の際には基準を満たすための先行投資を伴うことから、新規出店が集中する場合には、各種費用負担の増加が当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、現在、当社では年度当たりの出店数は20前後で推移しており、新規出店に係る先行投資による影響は軽微であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析、検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。また当社は居宅事業部門の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

(1) 財政状態

（資産）

当事業年度末の資産合計は3,594,437千円となり、前事業年度末から335,778千円増加しました。減価償却の進展により無形固定資産が減少するなどしましたが、増収に伴い売掛金が増加したほか、現金及び預金が増加するなどしております。

（負債）

当事業年度末における負債合計は1,422,418千円となり、前事業年度末から300,672千円増加しました。未払法人税等が増加したほか、従業員数の増加などに伴い、給与等の未払金及び退職給付引当金等が増加するなどしております。

（純資産）

当事業年度末における純資産は2,172,018千円となり、前事業年度末から35,106千円増加しました。自己株式の取得を行い残高が増加したものの、利益剰余金が増加致しました。

(2) 経営成績

当事業年度における我が国の経済は、企業業績や雇用環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調が継続致しました。一方で米国と中国の通商問題の長期化や中東において地政学的リスクが高まるなど、景気の先行きについては不透明な状況が継続しております。

我が国の精神疾患に係る医療環境については、厚生労働省の公表資料によれば、退院患者の平均在院日数が「精神及び行動の障害」の分類では減少傾向にあるなど、「入院医療中心から地域生活中心」へのシフトが明らかになっております。これに伴って、今後も質の高い在宅医療・訪問看護の確保の重要性が高まっていくものと考えております。一方で他の業界と同じく医療業界においても人手不足が顕著になっており、人員の確保が重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社は精神科訪問看護サービスの提供をさらに進めるため、新たに11事業所、3営業所及び1出張所を開設したほか、9営業所及び1出張所の事業所化を行いました。また、より地域に密着した看護の提供及び事業所運営の実現のため、従来の北海道支店を北海道支店及び東北支店に、大阪支店を名古屋支店、大阪支店及び中四国支店にそれぞれ分割を行いました。

さらに中期経営計画「NEXT FIELD 2025」に基づき、当事業年度の目標である「企業体質改善とインフラ整備による安定的成長」を達成するため、重点施策である人材定着化と採用コスト削減に取り組みました。人材定着化については、福利厚生の拡充などの取り組みを行い、離職率の改善が見られております。また、採用コスト削減については、人材紹介会社への手数料単価の適正化を図るとともに、従業員紹介や直接応募による入職者の増加に取り組み、一定の効果を上げております。さらに、引き続き看護の質の向上のための人材育成に注力いたしました。

以上により、当事業年度における売上高は10,482,261千円となり、前事業年度に比べて1,089,785千円、11.6%の増収となりました。一方、利益面では販売費及び一般管理費は人材紹介手数料などの支払手数料が減少するなどしたものの、売上原価が拠点数の増加に伴う家賃負担や人員増等による人件費負担を始めとして増加したことなどから営業利益は478,095千円となり、前事業年度に比べて45,455千円、8.7%の減益となりました。また、経常利益については481,391千円となり、前事業年度に比べて32,248千円、6.3%の減益となりました。当期純利益につきましては200,010千円となり、前事業年度に比べて38,233千円、16.0%の減益となりました。

事業部門別の売上の状況は次の通りです。

(居宅事業部門)

訪問看護売上は、事業所及び営業所（以下、「事業所等」という）の新規開設並びに前事業年度中に開設した事業所等の稼働向上等により9,831,254千円となり、前事業年度に比べて969,881千円、11.0%の増収となりました。

賃貸（住宅支援）売上については、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人としての指定を受け、積極的な活動を行うとともに、訪問看護との連携を強化したことにより引き合いが増加するなどし、新規契約件数が増加したことから648,173千円となり、前事業年度に比べて117,083千円、22.1%の増収となりました。また、その他に新たに開設した相談支援事業所に係る売上などを計上しております。

なお、生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第17期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
居宅事業部門	10,482,261	111.6
合計	10,482,261	111.6

(注) 1 当社は単一セグメントであるため、事業部門別の実績を記載しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第16期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		第17期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
社会保険診療報酬支払基金 大阪支部	1,086,945	11.6	1,104,680	10.5
社会保険診療報酬支払基金 東京支部	961,229	10.2	1,060,649	10.1

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は977,964千円となり、前事業年度末に比べて149,937千円増加しました。

なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、380,278千円の資金増加（前事業年度は201,562千円の資金増加）となりました。これは法人税等の支払額が247,849千円であったほか、増収に伴い売上債権の増加額が165,068千円となったものの、税引前当期純利益を480,639千円計上したほか、退職給付引当金の増加額が79,451千円となったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、62,671千円の資金減少（前事業年度は81,439千円の資金減少）となりました。これは新拠点の事務所などに係る差入保証金の差入れによる支出を31,703千円行ったほか、基幹システムに係る無形固定資産の取得による支出を21,120千円行ったことなどによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、167,669千円の資金減少（前事業年度は58,673千円の資金減少）となりました。自己株式の取得による支出が101,147千円、配当金の支払額が64,768千円となったことなどによります。

資本の財源及び資金の流動性については、現在の当社の主な資金使途は、従業員の給料手当等の労務費のほか、新規出店に係る開業費用及び社内システムに対する投資費用となっておりますが、これらは自己資金を財源としております。また、法人税の納付など一時的な支出に備えて短期運転資金を金融機関から借り入れる場合があります。取引金融機関とは良好な関係を構築しており、比較的低金利での借入れが可能な状況にあります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました設備投資等の総額は31,890千円（ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の取得を含み、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替額を除く）であります。主なものは、基幹業務管理及び事業所、営業所(出張所含む)の請求事務の円滑化のためのソフトウェア17,304千円であります。

2 【主要な設備の状況】

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (大阪市北区)	本社機能	14,590	—	4,735	114,344	2,502	136,173	27
北海道支店及び 訪問看護ステーション デューン札幌 (札幌市白石区)	支店 事業所	23,259	10,868 (256.53)	—	—	552	34,679	17
東京支店 (東京都新宿区)	支店	9,588	—	—	—	1,939	11,527	16
福岡支店 (福岡市中央区)	支店	9,837	—	—	—	727	10,564	8

- (注) 1 その他は工具、器具及び備品であります。
2 現在休止中の主要な設備はありません。
3 上記の金額は帳簿価額であり、消費税等を含めております。(但し、第9期より消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更したため、第9期以降に取得した有形固定資産についての消費税等は含まれておりません。)
4 上記の他、他の者から賃借している主要な設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	事業の内容	賃借料 (千円)
本社 (大阪市北区)	本社機能	27,834
東京支店 (東京都新宿区)	支店	30,754

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2020年12月期において、16の事業所及び営業所の新規開設を計画しておりますが、1拠点当たりの設備投資額の重要性が乏しいため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,500,000
計	33,500,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年3月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,210,000	13,210,000	東京証券取引所 第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	13,210,000	13,210,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

2014年2月26日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2019年12月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6名及び当社執行役員6名(注)1
新株予約権の数(個)	40 (注)2、4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,365(注)3、4
新株予約権の行使期間	2015年4月1日から 2022年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,365(注)4 資本組入額 682.5(注)4
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任または定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権者は、下記(a)及び(b)に掲げられる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。 (a) 2014年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%。 (b) 2015年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80% ただし、2014年12月期の経常利益が326百万円を下回っている場合には、(a)及び(b)の達成に係らず、本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

※ 当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。また、提出日の前月末(2020年2月29日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 退任による権利の喪失及び職位変更により、提出日の前月末日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び任期満了による取締役退任者3名であります。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 2014年4月3日開催の取締役会決議により2014年5月1日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、2014年9月25日開催の取締役会決議により2014年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記に準じて決定する。
 - (10) その他条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年1月31日 (注)	35,000	13,210,000	2,450	731,950	2,450	701,950

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数が35,000株、資本金が2,450千円及び資本準備金が2,450千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	17	24	152	53	59	23,769	24,074	—
所有株式数 (単元)	—	17,651	6,223	10,512	33,787	96	63,799	132,068	3,200
所有株式数 の割合(%)	—	13.37	4.71	7.96	25.58	0.07	48.31	100.00	—

(注) 自己株式323,828株は、「個人その他」に3,238単元、「単元未満株式の状況」に28株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	588,800	4.57
株式会社K・カンパニー	大阪府大阪市西区北堀江2丁目15-16	500,000	3.88
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM(常任代理人香港上海銀行 東京支店カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	500,000	3.88
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000(常任代理人株式 会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG(東京都港区港 南2丁目15-1品川インターシティA棟)	497,143	3.86
3D OPPORTUNITY MASTER FUND (常任代理人香港上海銀行東京 支店カストディ業務部)	PO BOX 309, UGLAND HOUSE, GRAND CAYMAN, KY1 1104, CAYMAN ISLANDS(東京 都中央区日本橋3丁目11-1)	491,600	3.81
野口 和輝	大阪市北区	384,000	2.98
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	264,600	2.05
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	257,400	2.00
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE(常 任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内2丁 目7-1)	256,690	1.99
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578(常任代理人株式 会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG(東京都港区港 南2丁目15-1品川インターシティA棟)	254,400	1.97
計	—	3,994,633	31.00

(注) 1 上記のほか、当社保有の自己株式が323,828株あります。

- 2 2020年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が2019年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	273,400	2.07
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	83,500	0.63
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	433,000	3.28
合計	—	789,900	5.98

- 3 2019年12月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー(Templeton Investment Counsel, LLC)が2019年11月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー(Templeton Investment Counsel, LLC)	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、フォート・ローダデイル、セカンドストリート、サウスイースト300(300 S.E. 2nd Street, Fort Lauderdale, Florida 33301 United States)	515,700	3.90

- 4 2019年10月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シオズミアセットマネジメント株式会社が2019年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
シオズミアセットマネジメント株式会社	東京都港区西新橋3丁目13番7号 VORT虎ノ門south7階	550,000	4.16

- 5 2019年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、パインブリッジ・インベストメント株式会社が2018年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
パインブリッジ・インベストメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番1号JAビル	638,800	4.84

- 6 2018年12月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野口和輝氏及びその共同保有者である株式会社K・カンパニー及び一般財団法人野口財団が2018年2月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野口 和輝	大阪市北区	498,000	3.76
株式会社K・カンパニー	大阪市西区北堀江2丁目15番16号	500,000	3.79
一般財団法人 野口財団	大阪市西区新町1丁目12番10号	100,000	0.76
合計	—	1,098,000	8.30

- 7 当事業年度において以下の通り主要株主の異動があり、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、主要株主の異動に関する臨時報告書を提出しております。

異動年月日	異動のあった 主要株主の名称		議決権の数	総株主等の議決権 に対する割合	臨時報告書 提出日
2019年4月1日	野村證券株式会社	異動前	13,075個	10.15%	2019年4月8日
		異動後	8,089個	6.28%	

- (注) 1. 総株主の議決権に対する割合は、2018年12月31日現在の発行済株式総数13,210,000株から議決権を有しない単元未満株式2,372株及び自己所有株式323,828株を控除した総株主等の議決権の数128,838個を基準に算定しております。
2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. 上記は、提出された大量保有報告書の変更報告書に基づき記載しており、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 323,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,883,000	128,830	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 3,200	—	—
発行済株式総数	13,210,000	—	—
総株主の議決権	—	128,830	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式28株が含まれています。

② 【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島 浜一丁目4-4	323,800	—	323,800	2.45
計	—	323,800	—	323,800	2.45

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155号第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2019年2月8日)での決議状況 (取得期間2019年2月12日～2019年4月11日)	125,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	105,900	99,944
残存決議株式の総数及び価額の総額	19,100	55
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	15.3	0.1
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	15.3	0.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	700	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集 を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会 社分割に係る移転を 行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	323,828	—	324,528	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。利益配分に関する基本方針については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当の継続に努めてまいります。また、成長投資とのバランスに鑑みた機動的な自己株式の取得も検討してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当を基本的な方針としており、定款において中間配当を行うことができる旨も定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと1株当たり5円（期末配当5円）としております。

内部留保資金の用途につきましては、拠点開設費用として投入していくほか、財務体質の強化を図り、今後の事業展開に備えてまいります。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年3月24日 定時株主総会決議	64,430	5.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します。」に基づき、社会に貢献する医療サービスを提供することで、利用者をはじめ、株主、取引先、従業員、地域社会など様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要であると認識しております。この認識のもと、当社内では各々が求められる役割を理解し、法令遵守のもと正確かつ迅速、適正かつ効率的に経営活動に取り組めるよう透明性の高い経営システムの構築を図ることを、コーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としています。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としております。会社の機関としては株主総会、取締役会、監査等委員会のほか、経営会議及びコンプライアンス委員会を設けております。

会社の意思決定機関の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成され、毎月1回開催し必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営目標や経営戦略等の重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会での決定事項及び報告事項は経営会議において各支店長に指示伝達され、決定事項の速やかな実行と全社的な意思統一を図っております。また、経営会議においては経営計画の進捗に係る各支店の業績報告、業務遂行上の課題への対応の検討等を行っております。

このほか、各支店において支店会議、エリア会議等が定期的に開催され経営会議からの伝達事項の共有や、業務状況の確認等を行っております。

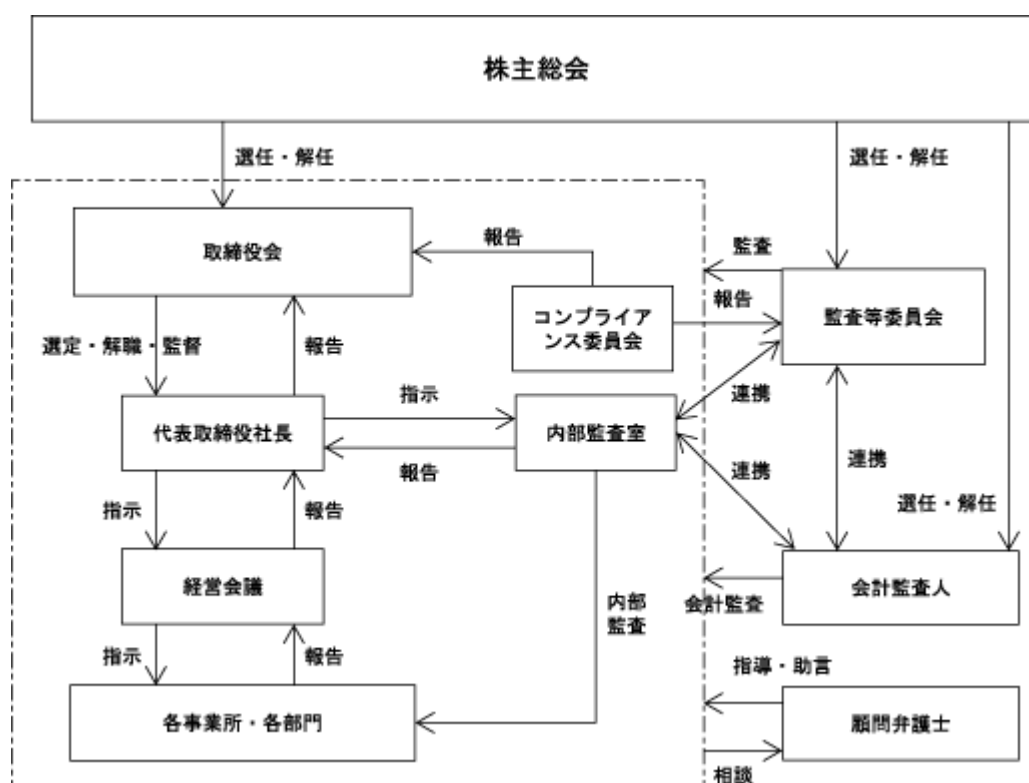
また、監査等委員会は監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）により構成されております。監査等委員会は毎月1回開催し必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視するとともに、取締役の職務執行を含む日常活動の監査を行っております。また、会計監査人や内部監査室と連携し、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

コンプライアンスについては総務人事部責任者を法令等遵守責任者とするとともに、各部、各事業所責任者をコンプライアンス担当者とし、それらを統括する組織として代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設けております。

機関ごとの構成員は次の通りであります。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	コンプライアンス委員会
代表取締役社長	久保 明	◎		◎	◎
取締役会長	又吉 弘章	○		○	
取締役	吉田 秀樹	○		○	
社外取締役 (監査等委員)	前野 博	○	○		
取締役 (監査等委員)	田中 浩一	○	◎	○	○
社外取締役 (監査等委員)	中島 泰	○	○		
社外取締役 (監査等委員)	三好 吉安	○	○		
社外取締役 (監査等委員)	後閑 容子	○	○		
支店長、本部長、 部長他				○	
総務人事部長					○
内部監査室長				○	○

当社のコーポレート・ガバナンス体制について図示すると、次のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、2012年4月16日の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針について」を定める決議を行っており、以後、会社法改正等に対応した修正を行い、概要は以下のとおりとなっております。

a 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹である事を深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築しております。

コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から1名「法令遵守責任者（コンプライアンスリーダー）」を、各部、各事業所から1名以上の「コンプライアンス担当者」を選任しております。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会へ報告される体制を構築しております。

取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任しております。

コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築しております。

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底しております。

他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査を通じて各部門の法令・定款・社内規定の遵守状況の監査・内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保しております。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令・定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理を行っております。また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底しております。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築しております。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施しております。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、取締役会において各支店の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行っております。取締役はこの報告を受け、定時取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行っております。

また、取締役会の意思決定を受け、本部長、支店長、内部監査部門及び監査等委員である取締役等による経営会議を開催し、各支店の経営上及び予算執行上の重要な課題についての具体的な検討を行っております。

月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図っております。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努めております。

日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築しております。

e 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該従業員の配置を協議のうえ決定することとしております。また、各監査等委員が内部監査室や管理部門などの業務執行に係る従業員に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制となっております。

f 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとしませんが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができることとしております。

g 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めています。

監査等委員会は代表取締役と常時意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有しております。

監査等委員会は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努めております。

監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定めております。

h 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

内部通報制度において、通報、報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

i 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行っております。

j その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会による監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努めております。また、監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障します。

④ 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。

ロ 剰余金の配当

当社は、期末において年1回、剰余金の配当を行うこととしており、配当の決定機関は株主総会としております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑥ 取締役の選任について

当社は、取締役の選任に関する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における取締役の選任に関する定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての社外取締役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役との責任限定契約)

会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.50%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	久保 明	1969年5月10日生	2004年11月 2008年6月 2013年6月 2013年6月 2013年12月 2014年3月 2014年3月 2015年3月 2015年3月 2016年3月 2016年7月 2017年3月 2018年4月 2019年1月 2019年7月 2020年3月	株式会社JCLバイオアッセイ入社 同社取締役就任 同社取締役退任 当社入社 管理本部総務部長 経営企画室長 執行役員就任 執行役員経営企画室長 取締役就任 取締役経営企画室長兼レセプト管理部長 常務取締役経営企画室長就任 常務取締役管理本部部長 専務取締役管理本部部長就任 代表取締役専務管理本部部長就任 代表取締役専務 代表取締役専務管理本部部長就任 代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	20,000
取締役会長	又吉 弘章	1971年11月4日生	1997年4月 2011年4月 2012年2月 2013年9月 2013年9月 2014年3月 2014年3月 2015年3月 2015年3月 2016年3月 2016年3月 2016年5月 2016年7月 2017年3月 2017年7月 2020年3月	独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 同機構 紫香楽病院入職 当社入社 執行役員就任 執行役員居宅事業本部部長補佐 取締役就任 取締役居宅事業本部関西・中部・中国エリア担当 取締役退任 執行役員居宅事業本部 取締役就任 取締役居宅事業本部福岡支店長 常務取締役居宅事業本部福岡支店長就任 常務取締役居宅事業本部部長就任 取締役副社長居宅事業本部部長就任 代表取締役社長就任 取締役会長就任(現任)	(注) 3	20,000
取締役 福岡支店長	吉田 秀樹	1980年1月29日生	2008年9月 2014年3月 2014年12月 2015年12月 2015年12月 2016年3月 2016年3月 2016年7月 2017年3月 2018年4月 2019年1月 2020年1月 2020年3月	独立行政法人国立病院機構菊池病院入職 当社入社 居宅事業本部関東東エリア部長 執行役員就任 執行役員居宅事業本部九州IIIエリア部長 取締役就任 取締役居宅事業本部九州IIエリア担当 取締役居宅事業本部福岡支店長就任 常務取締役居宅事業本部西日本統括責任者兼福岡支店長就任 常務取締役居宅事業本部部長兼福岡支店長 常務取締役居宅事業本部部長兼大阪支店長 常務取締役居宅事業本部部長兼福岡支店長 取締役福岡支店長就任(現任)	(注) 3	7,000
取締役 (監査等委員)	前野 博	1952年6月25日生	1975年4月 1999年7月 2010年2月 2016年3月	大阪国税庁 前野博税理士事務所開設(現任) 当社社外監査役就任 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	(注) 2, 4, 5	-
取締役 (監査等委員)	田中 浩一	1954年12月22日生	1979年4月 1948年4月 2013年12月 2016年1月 2018年3月	一吉証券株式会社入社 同社執行役員 紀州アドバイザー本部長 当社入社 管理本部総務部長 有限会社 糸山介護センター入社 管理部長 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4, 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	中島 泰	1946年11月14日生	1966年4月 2003年4月 2009年4月 2018年3月	大阪法務局入庁 奈良地方法務局長 大阪家庭裁判所家事調停委員 当社取締役（監査等委員）就任 (現任)	(注) 2、 4、5	-
取締役 (監査等委員)	三好 吉安	1971年11月7日生	1996年4月 1998年4月 2002年10月 2018年3月	東京地方裁判所事務官 横浜地方裁判所書記官 弁護士登録 当社取締役（監査等委員）就任 (現任)	(注) 2、 4、5	-
取締役 (監査等委員)	後閑 容子	1946年7月26日生	1993年4月 1996年4月 2002年4月 2005年4月 2012年4月 2017年4月 2020年3月	群馬県立医療短期大学 助教授 群馬県立医療短期大学 専攻科地域 看護学専攻 教授 岐阜大学 医学部看護学科 教授 岐阜大学大学院 医学系研究科看護 学専攻 教授 岐阜大学 医学部副医学部長、看護 学科長、研究科看護学専攻長 摂南大学 看護学部看護学部長、特 任教授 摂南大学大学院 看護学研究科研究 科長、特任教授 当社取締役（監査等委員）就任 (現任)	(注) 2、 4、5	-
計						47,000

- (注) 1 当社は、監査等委員会設置会社であります。
- 2 取締役 前野博氏、中島泰氏、三好吉安氏及び後閑容子氏は、社外取締役であります。
- 3 監査等委員以外の取締役の任期は、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 田中浩一氏 委員 前野博氏、中島泰氏、三好吉安氏、後閑容子氏

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であり、その4名は全て監査等委員です。

社外取締役の前野博氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役の中島泰氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、法務行政に長きにわたり携わり、法務に関する専門的知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。

社外取締役の三好吉安氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしております。

社外取締役の後閑容子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり看護学の研究・教育に従事され、訪問看護に係る分野についても高い見識をお持ちです。この豊富な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外取締役として選任しております。

当社は、社外取締役には高い見識に基づく客観的な視点での取締役会への助言及び各取締役の業務執行の監督を行う役割を期待しております。

社外取締役である前野博氏、中島泰氏、三好吉安氏及び後閑容子氏との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。

なお、社外取締役の前野博氏、中島泰氏、三好吉安氏及び後閑容子氏は、有価証券上場規程施行規則等に規定される独立役員としての資格を有していることから、独立役員に指定しております。また、当社は社外取締役を選任するための独立性判断基準及び資質を次の通り定めており、その選任に際しては、当該基準により判断しております。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 当社の業務執行者である者もしくはその就任前10年間に当社の業務執行者であった者、またはそれらの者の配偶者もしくは二親等内の親族である者2. 現在、または過去3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者（個人、企業等の業務執行者に該当する者）<ol style="list-style-type: none">(1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主(2) 当社の関連会社(3) 当社の主要な取引先
※主要な取引先とは、当社の販売先または仕入先で、1事業年度での取引高が当社の売上高の2%を超えるものをいう。(4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
※多額とは、当社から取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に、10百万円を超える場合をいう。(5) 当社から多額の寄付を受けている非営利団体
※多額とは、当社から取得する1事業年度のコストが、役員報酬以外に、10百万円を超える場合をいう。(6) 当社の法定監査を行う会計監査人(7) 当社の業務執行者が他の企業等において社外役員に就いている場合の当該他の企業等の業務執行者(8) 上記(1)から(7)のいずれかに掲げる者（重要でないものを除く。）の配偶者または二親等以内の親族である者3. その他
独立社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者。 |
|--|

なお、上記1.～2.のいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立社外取締役として相応しい者であって、東京証券取引所の定める独立役員に関する独立性基準を充たす者については、その理由を説明・開示することにより、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものとします。

また、定款に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての社外取締役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役との責任限定契約）

会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会及び監査等委員会に出席し、それぞれの専門的な知見に基づく発言を行うほか、定期的及び随時に内部監査室及び会計監査人との間でミーティングを行い、情報の共有及び意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員である取締役による監査の状況

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は、当社出身である常勤監査等委員1名と、多様な経験と専門的知見を有する社外出身の監査等委員4名（内、1名は税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。）から構成されております。監査等委員会は原則月1回開催され、必要に応じて臨時に開催されております。

常勤監査等委員は取締役会及び監査等委員会のほか、経営会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、当社の経営課題等についての最新情報を業務執行取締役と共有しております。また、社外を含む監査等委員は、内部監査部門、会計監査人と共に事業所への往査を実施するなどしております。

② 内部監査の状況

当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、従業員2名を配置しております。

内部監査室は、当社の定める「内部監査規程」に基づき、当社の業務運営と財産管理の実態を調査し諸法令、定款及び各規程集の準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に監査を実施しております。

監査結果は代表取締役社長に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう勧告、助言等を行っております。また、監査等委員会、会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

目細 実

中田 信之

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他7名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の選任に際して、監査法人の品質管理体制、独立性及び専門性の高さ、監査業務の実施体制、監査報酬の妥当性等を総合的に判断しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

有限責任監査法人トーマツについては、監査の実施状況等を検証し、上記の判断基準を満たしていることを確認するとともに、当社事業に対する理解が深いと判断されることから、会計監査人として再任しております。

e. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が制定した「会計監査人の評価基準制定に関する実務指針」に準拠した監査法人の評価を実施しており、その評価結果を考慮して、会計監査人の再任に係る決議を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
21,500	—	22,500	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c.その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬は、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査実施の状況、報酬等の水準及び報酬等見積の算定根拠等を検討し、会計監査人に対する報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等は、固定報酬と譲渡制限付株式報酬から構成されております。退職慰労金につきましては2019年12月に制度を廃止致しました。

固定報酬は各取締役の担当する役割及び地位等に応じて毎月定額が支給されております。また、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）及び一部の従業員に対して、当社の企業価値の長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

なお、役員報酬につきましては、2016年3月25日開催の第13期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役の報酬等の額を年額500,000千円以内（決議時の監査等委員以外の取締役は13名）、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内（決議時の監査等委員である取締役は3名）と定めております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、監査等委員以外の取締役の報酬は株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、内規に定められた各取締役が担当する役割及び地位に応じた金額に、業績及び貢献度等を勘案し、社外取締役の参加する取締役会で決定しております。当事業年度の役員の報酬等の額につきましては2019年3月26日開催の取締役会において承認されております。

非業務執行取締役である監査等委員の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、常勤・非常勤の別、業務の分担を勘案のうえ、監査等委員の協議により個別の金額を決定することとしています。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	134,069	120,000	—	—	14,069	3
監査等委員 (社外取締役を除く。)	5,300	5,300	—	—	—	1
社外役員	14,100	14,100	—	—	—	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、株式を保有しておりません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、各種セミナーへの参加や財務会計の専門書の購読等積極的な情報収集活動を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	828,026	977,964
売掛金	1,695,933	1,861,001
貯蔵品	2,815	2,773
前渡金	—	2,945
前払費用	130,196	118,348
その他	43,446	16,271
貸倒引当金	△1,300	△2,955
流動資産合計	2,699,118	2,976,350
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	74,040	81,139
車両運搬具（純額）	730	2,043
工具、器具及び備品（純額）	17,230	11,674
土地	10,868	11,352
リース資産（純額）	6,359	4,735
有形固定資産合計	※1 109,229	※1 110,946
無形固定資産		
商標権	1,505	1,024
ソフトウェア	130,854	114,344
ソフトウェア仮勘定	28,544	30,332
無形固定資産合計	160,904	145,701
投資その他の資産		
従業員に対する長期貸付金	10,691	13,199
長期前払費用	12,191	2,343
繰延税金資産	63,777	114,836
差入保証金	195,032	216,673
その他	7,713	14,386
投資その他の資産合計	289,406	361,439
固定資産合計	559,540	618,087
資産合計	3,258,658	3,594,437

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,753	1,753
未払金	644,387	716,979
未払費用	13,443	14,668
未払法人税等	122,226	256,021
前受金	11,618	17,814
預り金	181,199	187,178
賞与引当金	27,874	28,833
その他	9,922	12,149
流動負債合計	1,012,423	1,235,398
固定負債		
リース債務	5,114	3,360
退職給付引当金	104,208	183,659
固定負債合計	109,322	187,020
負債合計	1,121,746	1,422,418
純資産の部		
株主資本		
資本金	731,950	731,950
資本剰余金		
資本準備金	701,950	701,950
その他資本剰余金	23,749	23,749
資本剰余金合計	725,699	725,699
利益剰余金		
利益準備金	200	200
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	887,351	1,022,402
利益剰余金合計	887,551	1,022,602
自己株式	△208,553	△308,497
株主資本合計	2,136,648	2,171,754
新株予約権	264	264
純資産合計	2,136,912	2,172,018
負債純資産合計	3,258,658	3,594,437

② 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	9,392,475	10,482,261
売上原価	7,500,682	8,727,809
売上総利益	1,891,792	1,754,451
販売費及び一般管理費		
役員報酬	159,950	139,400
給料及び手当	194,582	186,861
賞与引当金繰入額	733	683
退職給付費用	4,794	2,975
旅費及び交通費	41,123	27,039
交際費	28,654	54,148
支払手数料	369,560	256,069
広告宣伝費	26,667	20,171
地代家賃	88,690	80,472
減価償却費	43,824	44,171
貸倒引当金繰入額	—	1,654
その他	409,661	462,707
販売費及び一般管理費合計	1,368,242	1,276,355
営業利益	523,550	478,095
営業外収益		
受取利息	461	503
助成金収入	6,095	4,023
その他	1,521	1,323
営業外収益合計	8,078	5,850
営業外費用		
支払利息	93	161
自己株式取得費用	—	1,203
雑損失	16,115	639
和解金	—	550
その他	1,780	0
営業外費用合計	17,989	2,554
経常利益	513,639	481,391
特別利益		
保険解約返戻金	1,912	—
新株予約権戻入益	6	—
特別利益合計	1,919	—
特別損失		
役員退職慰労金	49,600	—
固定資産除却損	—	※ 751
特別損失合計	49,600	751
税引前当期純利益	465,959	480,639
法人税、住民税及び事業税	244,163	331,687
法人税等調整額	△16,448	△51,058
法人税等合計	227,714	280,629
当期純利益	238,244	200,010

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	5,739,778	76.5	6,651,128	76.2
II 経費		1,760,904	23.5	2,076,681	23.8
当期売上原価		7,500,682	100.0	8,727,809	100.0

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	853,211	1,008,685
支払リース料	191,750	227,770
旅費及び交通費	111,278	135,005
通信費	98,112	96,080
減価償却費	9,869	9,602

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	731,950	701,950	20,846	722,796	200	714,096	714,296
当期変動額							
剰余金の配当						△64,988	△64,988
当期純利益						238,244	238,244
自己株式の取得							
自己株式の処分			2,902	2,902			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	2,902	2,902	—	173,255	173,255
当期末残高	731,950	701,950	23,749	725,699	200	887,351	887,551

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△215,198	1,953,844	316	1,954,161
当期変動額				
剰余金の配当		△64,988		△64,988
当期純利益		238,244		238,244
自己株式の取得	△53	△53		△53
自己株式の処分	6,698	9,601		9,601
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△52	△52
当期変動額合計	6,645	182,803	△52	182,750
当期末残高	△208,553	2,136,648	264	2,136,912

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	731,950	701,950	23,749	725,699	200	887,351	887,551
当期変動額							
剰余金の配当						△64,960	△64,960
当期純利益						200,010	200,010
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	135,050	135,050
当期末残高	731,950	701,950	23,749	725,699	200	1,022,402	1,022,602

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△208,553	2,136,648	264	2,136,912
当期変動額				
剰余金の配当		△64,960		△64,960
当期純利益		200,010		200,010
自己株式の取得	△99,944	△99,944		△99,944
自己株式の処分		—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			—	—
当期変動額合計	△99,944	35,106	—	35,106
当期末残高	△308,497	2,171,754	264	2,172,018

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	465,959	480,639
減価償却費	53,694	53,773
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△110	1,654
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,994	959
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	42,626	79,451
受取利息及び受取配当金	△461	△503
支払利息	93	161
保険解約損益 (△は益)	△1,912	—
固定資産除却損	—	751
売上債権の増減額 (△は増加)	△165,082	△165,068
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,108	42
未払金の増減額 (△は減少)	121,259	71,636
預り金の増減額 (△は減少)	△26,234	5,979
その他	1,267	98,308
小計	494,984	627,785
利息及び配当金の受取額	461	503
利息の支払額	△93	△161
法人税等の支払額	△293,789	△247,849
営業活動によるキャッシュ・フロー	201,562	380,278
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△11,329	△9,804
無形固定資産の取得による支出	△40,250	△21,120
貸付けによる支出	△11,550	△9,700
貸付金の回収による収入	3,596	5,226
差入保証金の差入による支出	△29,579	△31,703
差入保証金の回収による収入	3,061	4,696
その他	4,611	△267
投資活動によるキャッシュ・フロー	△81,439	△62,671
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△64,728	△64,768
リース債務の返済による支出	△3,492	△1,753
自己株式の取得による支出	△53	△101,147
自己株式の処分による収入	9,601	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,673	△167,669
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	61,449	149,937
現金及び現金同等物の期首残高	766,577	828,026
現金及び現金同等物の期末残高	※1 828,026	※1 977,964

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

車両運搬具 2～3年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなることとしております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で償却を行っております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」19,171千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」63,777千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	73,026千円	88,499千円

- ※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
当座貸越極度額	1,900,000千円	1,750,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	1,900,000千円	1,750,000千円

(損益計算書関係)

- ※ 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
建物	—千円	119千円
車両運搬具	—千円	0千円
工具、器具及び備品	—千円	364千円
固定資産撤去費	—千円	267千円
合計	—千円	751千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,210,000	—	—	13,210,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	212,300	12,628	7,000	217,928

(変動事由の概要)

(増加要因)

株式報酬制度適用対象者の退任による自己株式の取得 12,600株

単元未満株式の買取りによる取得 28株

(減少要因)

新株予約権の行使による自己株式の処分 7,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2014年有償ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	264
合計			—	—	—	—	264

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 3月23日 定時株主総会	普通株式	64,988	5.00	2017年 12月31日	2018年 3月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	64,960	5.00	2018年 12月31日	2019年 3月27日

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,210,000	—	—	13,210,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	217,928	105,900	—	323,828

(変動事由の概要)

(増加要因)

2019年2月8日の臨時取締役会の決議による自己株式の取得 105,900株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2014年有償ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	264
合計			—	—	—	—	264

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月26日 定時株主総会	普通株式	64,960	5.00	2018年12月31日	2019年3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	64,430	5.00	2019年12月31日	2020年3月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金等	828,026千円 —千円	977,964千円 —千円
現金及び現金同等物	828,026千円	977,964千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 本社における複合機(工具器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

注記事項「(重要な会計方針)3 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載の通りであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
1年内	202,072千円	204,582千円
1年超	363,528千円	337,127千円
合計	565,600千円	541,709千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金等は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照下さい。)。

前事業年度(2018年12月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	828,026	828,026	—
(2) 売掛金	1,695,933	1,695,933	—
資産計	2,523,960	2,523,960	—
(1) 未払金	644,387	644,387	—
(2) 未払法人税等	122,226	122,226	—
(3) 預り金	181,199	181,199	—
負債計	947,812	947,812	—

当事業年度(2019年12月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	977,964	977,964	—
(2) 売掛金	1,861,001	1,861,001	—
資産計	2,838,966	2,838,966	—
(1) 未払金	716,979	716,979	—
(2) 未払法人税等	256,021	256,021	—
(3) 預り金	187,178	187,178	—
負債計	1,160,179	1,160,179	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2018年12月31日	2019年12月31日
差入保証金	195,032	216,673

賃借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	828,026	—	—	—
売掛金	1,695,933	—	—	—
合計	2,523,960	—	—	—

差入保証金については、償還予定時期を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

当事業年度(2019年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	977,964	—	—	—
売掛金	1,861,001	—	—	—
合計	2,838,966	—	—	—

差入保証金については、償還予定時期を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
退職給付債務の期首残高	79,693	126,411
勤務費用	47,285	74,194
利息費用	—	75
数理計算上の差異の発生額	12,725	5,228
退職給付の支払額	△13,292	△10,659
その他	—	—
退職給付債務の期末残高	126,411	195,250

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	126,411	195,250
未積立退職給付債務	126,411	195,250
未認識数理計算上の差異	△22,203	△11,591
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	104,208	183,659
退職給付引当金	104,208	183,659
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	104,208	183,659

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
勤務費用	47,285	74,194
利息費用	—	75
数理計算上の差異の費用処理額	8,633	15,840
確定給付制度に係る退職給付費用	55,919	90,110

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
割引率	0.06%	0.00%

(ストック・オプション等関係)

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 業績条件付き有償新株予約権の概要

(1) 業績条件付き有償新株予約権の内容

	2014年 有償新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 330,000株
付与日	2014年3月17日
業績条件	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2015年4月1日～2022年3月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) (a) 2014年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合割り当てられた本新株予約権の20%

(b) 2015年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合 割り当てられた本新株予約権の80%

ただし、2014年12月期の経常利益が326百万円を下回っている場合には、(a)及び(b)の達成に係らず、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2014年 有償新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	40,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	40,000

② 単価情報

権利行使価格(円)	1,365
行使時平均株価(円)	—

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1)権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2)新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3)権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4)権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	31,866千円	56,163千円
未払事業税	6,373千円	23,658千円
株式報酬費用	11,016千円	17,111千円
賞与引当金	8,523千円	8,817千円
その他	5,996千円	9,085千円
繰延税金資産小計	63,777千円	114,836千円
評価性引当額	一千円	一千円
繰延税金資産合計	63,777千円	114,836千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.8%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	3.6%
住民税均等割	21.8%	22.2%
過年度法人税等	—	2.2%
法人税額の特別控除	△6.5%	—
その他	△0.0%	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.9%	58.4%

(資産除去債務関係)

当社は、本社、東京支店及び福岡支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
社会保険診療報酬支払基金大阪支部	1,086,945
社会保険診療報酬支払基金東京支部	961,229

(注) 当社は、単一セグメントであるためセグメントごとに記載していません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
社会保険診療報酬支払基金大阪支部	1,104,680
社会保険診療報酬支払基金東京支部	1,060,649

(注) 当社は、単一セグメントであるためセグメントごとに記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	164円46銭	168円53銭
1株当たり当期純利益金額	18円34銭	15円51銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	18円33銭	—銭

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	238,244	200,010
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	238,244	200,010
普通株式の期中平均株式数(株)	12,990,848	12,898,643
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	8,447	—
(うち新株予約権(株))	(8,447)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	2014年有償新株予約権 普通株式40,000株

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,136,912	2,172,018
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	264	264
(うち新株予約権(千円))	(264)	(264)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,136,648	2,171,754
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	12,992,072	12,886,172

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	104,500	12,734	130	117,104	35,965	5,515	81,139
車両運搬具	1,526	2,562	131	3,958	1,914	1,249	2,043
工具、器具及び備品	57,242	3,019	1,350	58,911	47,237	8,211	11,674
土地	10,868	483	—	11,352	—	—	11,352
リース資産	8,118	—	—	8,118	3,382	1,623	4,735
有形固定資産計	182,256	18,800	1,611	199,445	88,499	16,599	110,946
無形固定資産							
商標権	4,813	—	—	4,813	3,788	481	1,024
ソフトウェア	225,285	18,797	3,000	241,083	126,738	35,307	114,344
ソフトウェア仮勘定	28,544	22,089	20,301	30,332	—	—	30,332
無形固定資産計	258,642	40,887	23,301	276,228	130,527	35,788	145,701
長期前払費用	20,438 (9,250)	1,742 (—)	13,329 (9,000)	8,850 (250)	6,506	5,273	2,343 (250)

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額
建物	福利厚生施設 8,516千円
ソフトウェア	基幹システム 18,797千円
ソフトウェア仮勘定	基幹システム 17,304千円

2. 長期前払費用の()内は内書で、支払手数料、保険料等の期間配分に係るものであり、減価償却費と性格が異なるため、当期末減価償却累計額又は償却累計額及び当期償却額の金額に含めておりません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,753	1,753	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,114	3,360	—	2021年～2022年
合計	6,867	5,114	—	—

(注) 1 リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,753	1,607	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,300	2,955	—	1,300	2,955
賞与引当金	27,874	28,833	27,874	—	28,833

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	22,544
預金	
当座預金	250
別段預金	795
普通預金	954,373
計	955,419
合計	977,964

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
社会保険診療報酬支払基金 大阪支部	186,352
社会保険診療報酬支払基金 東京支部	185,719
東京都国民健康保険団体連合会	138,999
大阪府国民健康保険団体連合会	103,414
社会保険診療報酬支払基金 埼玉支部	79,922
その他	1,166,592
合計	1,861,001

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
1,695,933	14,101,084	13,936,016	1,861,001	88.2	46

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
切手	1,824
制服	374
その他	574
合計	2,773

④ 差入保証金

区分	金額(千円)
三井不動産ビルマネジメント(株)	33,940
住友不動産(株)	23,650
野村不動産パートナーズ(株)	4,964
その他	154,117
合計	216,673

⑤ 未払金

区分	金額(千円)
未払給与	396,046
未払社会保険料	165,549
その他	155,384
合計	716,979

⑥ 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	108,960
住民税	69,085
事業税	77,975
合計	256,021

⑦ 預り金

区分	金額(千円)
社会保険料	170,433
その他	16,744
合計	187,178

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,448,523	5,029,603	7,706,607	10,482,261
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	46,574	126,009	295,281	480,639
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(△) (千円)	△3,817	23,154	112,491	200,010
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△0.30	1.79	8.72	15.51

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△0.30	2.09	6.93	6.79

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	――
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 電子公告掲載URL https://www.nfield.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月27日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第16期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月27日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第17期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月13日近畿財務局長に提出。

第17期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月13日近畿財務局長に提出。

第17期第3四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月13日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2019年3月29日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2019年4月8日近畿財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2019年4月15日近畿財務局長に提出。

2019年5月8日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月24日

株式会社N・フィールド
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目 細	実 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 田 信 之	⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社N・フィールドの2019年1月1日から2019年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N・フィールドの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社N・フィールドの2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社N・フィールドが2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。